

閱覽用

令和3年 第10回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年10月5日
神崎市農業委員会

令和3年10月 第10回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年10月5日(火) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	欠
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

11番 真島 満委員 13番 吉浦文雄副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 123件

議案第4号 農振除外に伴う事前審議について 18件

議案第5号 非農地通知の発出について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
7件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

【農政水産課職員】

農業水産振興係 主査 糸山恭平

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日はご多忙の中、委員の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の予防対策にご理解いただき、本総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日も、総会の円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆さん、おはようございます。

10月になってですけども、昼間はもう暑うして暑うしくて、けれども夕方以降は裏戸を開けとくと肌寒いくらいの感じで、そんな季節が過ぎているのを感じて、もう秋なんだなっていうところです。

これが実りの秋であると、山間部であれ平坦部であれ実りの秋になってほしいと、いよいよ稲刈りもだんだんと進んでいきますので、皆様もお体には留意していただいて、これから過ごしていただきたいと存じます。

それでは、令和3年 第10回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

4番 八谷委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 真島委員と 13番 吉浦副会長を指名します。 よろしく申し上げます。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の145件です。

報告は、第1号の7件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は神埼町竹 字〇〇 〇〇番の田1筆の3,607㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、賃借権で、農振除外は令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当すると判断いたします。因みにこの条件につきましては、新規雇用者のうち3割以上を地元自治体における農業従事者及びその世帯員とすることと定めてあり、その旨を記載した雇用協定を神崎市と締結されています。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の4番野田委員のご意見をお願いします。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の眞崎推進委員とともに、10月1日に現地の状況や転用の変更内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

どうでしょうか。質疑はよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

受付番号2番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の外、田4筆の9, 589㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年1月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されものに該当すると判断します。

位置図などは5ページ、6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については金融機関からの融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の6番中原委員のご意見ををお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、10月4日に地区担当の佐藤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

皆さん、よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

申請番号3番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番の畑1筆の57㎡と、一体利用の宅地1筆の合計790.88㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されものに該当すると判断します。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号3番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の野田推進委員と、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

はい、では、よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、別綴じの議案第2号をご覧ください。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号について説明いたします。 農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、所有権移転に関する農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものであります。

申請1番は、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、あっせん調整活動を経て、担い手などへ集積・集約する目的により佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、申請地の土地の所在や地番、地目、面積、10a当りの対価および譲渡人、譲受人である佐賀県農業公社、売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。 位置図は次のページに添付しております。

なお、佐賀県農業公社よりこの農地を買い受ける譲受人として、この地域で規模拡大する農業者とのあっせん調整がなされていることと、その件を来月総会での審議を予定しておりますことを申し添えます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑はよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたしますのでお願いいたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、再設定5件、再設定39件、計44件。

内訳は、田91筆 146, 466.12㎡、畑5筆 6, 416㎡、計96筆 152, 882.12㎡。

千代田町、新規4件、再設定75件、計79件。

内訳は、田186筆 449, 423.77㎡、畑1筆 178㎡、計187筆 449, 601.77㎡。

神埼市、合計123件。

内訳は、田277筆 595, 889.89㎡、畑6筆 6, 594㎡、計283筆 602, 483.89㎡、となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページと3ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、3ページでございます、田6筆 2,943㎡、畑2筆 1,276㎡、計8筆 4,219㎡で、主に地域の担い手との利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

あの、これは賃料が10,000円になっているね。もう、安くなったもんだね。

(事務局挙手)

議 長

はい、事務局よりどうぞ。

事務局

はい。これは園芸農家の方が畑を借りてありますので、この金額でなされたと思われまして。田についても、現在は以前よりは賃料が安い傾向ですが、適切に作っていただく農家がいらっしゃるのありがたいことです。

議 長

いや、そうですね。だんだん厳しくなっていることですからね。他に質疑はよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページからの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページから18ページまでになります。神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、18ページにございます、田85筆 143, 523.12㎡、畑3筆 5, 140㎡、計88筆 148, 663.12㎡で、主に地域の担い手や農事組合法人などとの利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

件数が多いからですね。皆さんあらためて確認されていますか。

(事務局挙手)

議 長

はい、事務局より何かありますか。

事務局

はい。件数が多いのは、今回は10月31日で利用権設定が終了する案件について更新等の案内通知を行っていたしましたので、11月1日から更新の申し出が多く取りまとまった次第でございます。

議 長

そうですね。皆さん質疑はよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書19ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規につ
いて審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書19ページと20ページの、千代田町新規の申し出について説
明いたします。

設定する内容は、20ページでございます、田8筆、30, 279㎡
で、主に地域の担い手や営農組合法人との利用権再設定となっております。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま
せんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案
のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 21 ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案書 21 ページから、こちらは 47 ページまでになります。千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、47 ページにございます、田 178 筆 419, 144.77 m²、畑 1 筆 178 m²、計 179 筆 419, 322.77 m² で、主に地域の担い手や営農組合法人などとの利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

返事が早いですが、質疑はよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課の担当者が入室する。)

(議案第 4 号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第 4 号をご覧ください。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

農政水産課の 糸山 と申します。

議案第4号農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2第1項の規定により 神崎市農業振興地域 整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。 着席して説明させていただきます。

1 ページの 農振除外申請に伴う 事前審査総括表をお開きください。

神埼町10件、千代田町6件、脊振町2件の 計18件 の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、神埼町田道ケ里地区の〇〇として、畑1筆で面積64㎡となっております。

2番は、神埼町田道ケ里地区の〇〇として、田1筆で面積252㎡となっております。

3番は、神埼町田道ケ里地区の〇〇として、田1筆で面積1,794㎡となっております。

4番は、神埼町尾崎地区の〇〇として、田1筆で面積3,639㎡となっております。

5番は、神埼町鶴地区の〇〇として、田1筆で面積520㎡となっております。

6番は、神埼町鶴地区の〇〇として、畑1筆で面積126㎡となっております。

7番から9番は、神埼町城原地区の〇〇として、1つの申請書にて提出がっておりますが、除外申請地がそれぞれ離れているため個別に付番をしております。

7番は畑1筆で面積1,455㎡となっております。

8番は畑1筆で面積1,340㎡となっております。

9番は畑1筆で面積1,267㎡となっております。

10番は、神埼町城原地区の〇〇として、畑1筆で面積4㎡となっております。

11番は、千代田町嘉納地区の〇〇として、田1筆で面積298㎡となっております。

12番は、千代田町嘉納地区の〇〇として、畑1筆で面積4㎡となっております。

13番は、千代田町境原地区の〇〇として、畑1筆で面積60㎡となっております。

14番は、千代田町下西地区の〇〇として、田1筆で面積819㎡となっております。

15番は、千代田町下西地区の〇〇として、畑1筆で面積366㎡となっております。

16番は、千代田町渡瀬地区の〇〇として、田1筆で面積295㎡となっております。

17番は、脊振町広滝地区の〇〇として、田1筆で面積901㎡となっております。

18番は、脊振町服巻地区の〇〇として、田2筆で面積計4,363㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議長

はい、12番 真島委員よりどうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。事務局への確認でもあるんですが、申請のうちに植林がありますよね。でもその土地は相当荒れているところだと聞いておりましたので、農振除外して地目変換せんばいかんとですかね。事務局へ非農地通知を申請したら、これは出しますよね。

議長

今言われたように、申請したらすぐに非農地通知は出せますかね。

事務局

委員さんが言われたことはわかります。この土地は植林で申請がなされたのですが、確認したところ農振農用地だったということです。植林の転用申請も予定されております。

12番 真島委員

いいでしょうか、基本は農振除外されている土地で、現状確認のうえ非農地と判断された場合は非農地通知されるってことですよね。

事務局

はい、そうです。 おっしゃる通りです。 しかし、農振除外される理由に非農地通知がなされているということが認められております。 絶対農振除外されてなければ非農地通知は出せないということは考えておりませんので、農政水産課と連携して申請指導を行っております。

1 2 番 真島委員

だから、農振除外されてなければ非農地通知は出せないということはないということよね。

事務局

はい、そうです。 これに関しては農政水産課と情報共有に努めております。

議長

他に質疑よろしいでしょうか。 はい、2番 末吉副会長どうぞ。

(2番 末吉副会長挙手)

2番 末吉副会長

2番の末吉です。 農振地とか農振除外地がありますが、非農地通知と農振除外はどちらが先に申請するのが本当ですかね。

申請者もどうなんだと思われるんじゃないですか。 私の考えでは、まずは農振除外してから非農地申請するのが本当だとは思いますがね。

農政水産課

農振法に基づいて事務を執り行っておりますが、非農地通知されたからといって自動的に農振除外されるわけではなくて、非農地通知が出たとしても農地以外の用途で使われるのであれば、農振除外の手続きは必要となります。

事務局

今の農政水産課の説明は、私共も理解しておりますが、農振除外についても理由が必要となります。 非農地通知というのは現況で荒廃地化して農地へ復旧困難だと、山林原野での管理が適切だということを委員の皆様と事務局との判断をもって、所有者等の同意により申請していたところで通知しております。

先に農政局より指針が示されており、現況を確認して非農地通知となったところについては、農振除外をする理由になるとありますので、私共は周囲の同意を得られたうえで、この後農振除外の指導もあるということも踏まえて、通知発出の事務は適切にさせていただきます。

議 長

でしたら、荒れた農地の所有者は、植林したいって思った場合は、手っ取り早くは農政水産課に行った方がいいの。 農業委員会に行った方がいいの。

今後このようなケースが多く出てくると思うんですよね。

(7番 樋口委員挙手)

議 長

他にございますか。 はい、7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。 農政水産課や事務局の説明を聞いていけば、転用で除外申請するより非農地の方がいいと思いますけど、申請を受けるときにそういったことは考慮されないんですかね。

農振除外はなかなか認めてもらえないでしょうが。 認められるまで期間もかかって、いつまってん事業のできんって私も言われたことがありますからね。

議 長

まずは、農政水産課はどうですか。

農政水産課

私の印象になるかとは思いますが、農振除外の手続き等には農振除外の5要件が求められることになってまいります。 農地をなぜ別の用途に使わなければならないのか、どのような内容でなされるのか、そして適切な実施がなされるのかを判断することになります。

非農地通知で出された場合は、その土地の非農地の状況等で判断しますが、通常の場合、代替地はなかったらどうか、規模はどの程度かとか、地区や隣接者の同意は得られているかどうかとか、申請者の立場だけを考えれば、通常の場合をされるよりは非農地通知でもってなされた方が比較的申請にかかる事務量は減るのかなという印象があります。 何とも言えないというところでもあります。

議 長

農業委員会はどうですか。

事務局

これは委員のご質問があって、定義して皆さんと検討させていただいている件だと思いますが、今回の申請者は農政水産課に農振除外を明確

な意志を持って出されております。植林の目的があられるということですが、ただ現状が荒廃しているということがありますので、そこを植林し山林として管理したいという本人さんのご意志なので、そのことを尊重したいと思っております。

相談時には、農政水産課との連携を取っておりますし、協力体制で申請者の方との適切な対応を行いたいと思っております。

議 長

本当に、今後はこのようなケースが多く出てくると思うんですね。では、他に質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。農政水産課の担当者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(農政水産課担当者の退出を確認する。)

(議案第5号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑はよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、利用権設定内容の変更や借り手の変更、農地転用などがあります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これもちまして、令和3年 第10回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

10時20分 閉 会